

# ホール等利用料金のご案内

平成 21年 4月 1日改正

伊那文化会館利用料 区分			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日						
			9:00 ~ 12:30	13:00 ~ 17:00	17:30 ~ 21:30	9:00 ~ 17:00	13:00 ~ 21:30	9:00 ~ 21:30	準本本	準準本	準本準	本本準	本準準	準準準
大 ホ ー ル	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	30,000	51,000	60,000	81,000	111,000	126,000	117,900	104,200	101,800	109,900	96,200	88,200
		日曜日、土曜日及び休日	39,000	64,000	72,000	103,000	136,000	157,000	146,500	129,200	127,100	137,600	120,300	109,900
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	39,000	66,000	78,000	105,000	144,000	164,000	153,500	135,700	132,500	143,000	125,200	114,800
		日曜日、土曜日及び休日	51,000	83,000	94,000	134,000	177,000	205,000	191,200	168,800	165,800	179,600	157,200	143,500
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	48,000	82,000	96,000	130,000	178,000	203,000	190,000	167,900	164,100	177,100	155,000	142,100
		日曜日、土曜日及び休日	62,000	102,000	115,000	164,000	217,000	251,000	234,200	206,700	203,200	219,900	192,400	175,700
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	57,000	97,000	114,000	154,000	211,000	241,000	225,600	199,400	194,800	210,200	184,000	168,700
		日曜日、土曜日及び休日	74,000	121,000	137,000	195,000	258,000	298,000	278,000	245,400	241,100	261,100	228,500	208,600
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	69,000	117,000	138,000	186,000	255,000	291,000	272,400	240,800	235,200	253,800	222,200	203,700
		日曜日、土曜日及び休日	90,000	147,000	166,000	237,000	313,000	362,000	337,700	298,100	293,000	317,200	277,600	253,400
	入場無料で、営業として利用する場合	平日	48,000	81,600	96,000	129,600	177,600	201,600	188,600	166,700	162,800	175,800	153,900	141,100
		日曜日、土曜日及び休日	62,400	102,400	115,200	164,800	217,600	251,200	234,400	206,700	203,300	220,100	192,400	175,800

小 ホ ー ル	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	7,500	13,000	15,000	20,500	28,000	31,000	29,000	25,600	25,100	27,000	23,600	21,700
		日曜日、土曜日及び休日	9,500	16,000	18,000	25,500	34,000	39,000	36,400	32,100	31,600	34,100	29,800	27,300
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	9,500	17,000	20,000	26,500	37,000	41,000	38,400	33,900	33,100	35,700	31,200	28,700
		日曜日、土曜日及び休日	13,000	21,000	23,000	34,000	44,000	51,000	47,500	41,800	41,300	44,800	39,100	35,700
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	12,000	20,000	24,000	32,000	44,000	50,000	46,700	41,400	40,300	43,500	38,200	35,000
		日曜日、土曜日及び休日	16,000	26,000	29,000	42,000	55,000	63,000	58,700	51,800	51,000	55,200	48,300	44,100
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	14,000	24,000	29,000	38,000	53,000	60,000	56,200	49,700	48,400	52,200	45,700	42,000
		日曜日、土曜日及び休日	19,000	30,000	34,000	49,000	64,000	74,000	68,900	60,800	59,800	64,900	56,800	51,800
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	17,000	29,000	35,000	46,000	64,000	72,000	67,400	59,700	58,100	62,600	54,900	50,400
		日曜日、土曜日及び休日	22,000	37,000	41,000	59,000	78,000	90,000	84,000	74,000	72,900	78,900	68,900	63,000
	入場無料で、営業として利用する場合	平日	12,000	20,800	24,000	32,800	44,800	49,600	46,400	40,900	40,100	43,200	37,700	34,700
		日曜日、土曜日及び休日	15,200	25,600	28,800	40,800	54,400	62,400	58,200	51,300	50,500	54,500	47,600	43,600
楽 屋	大ホール (1室について)	1号 (バースト付)	1,200	2,000	2,400	3,200	4,400	5,000						
		2号,3号	800	1,400	1,600	2,200	3,000	3,400						
		4号,5号	1,200	2,000	2,400	3,200	4,400	5,100						
	小ホール (1室について)	6号,7号	800	1,400	1,600	2,200	3,000	3,400						

(単位:円)

区 分		入場料 徴収しない	入場料 1,000円以 下	入場料 1,000円超 え	入場無料 営業として 利用	
美術 展 示 ホ ー ル	全部を使用する場合 〔午前9時より午後6時まで〕	16,000	21,000	26,000	25,600	
	一部を使用す る場合 〔午前9時より 午後6時まで〕	第1美術展示ホール	5,700	7,500	9,300	9,100
		第2美術展示ホール	4,000	5,300	6,600	6,400
	第3美術展示ホール	6,200	8,200	10,100	9,900	
プ ラ ネ タ リ ウ ム	個 人	一 般	1回について		230	
		小・中学生	1回について		100	
	10人以上の 団 体	一 般	1人1回について		180	
		小・中学生	1人1回について		80	

## 備 考

- 「平日」とは、月曜日から金曜日まで(2に規定する休日を除く。)をいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- 入場料の額に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料として、この表を適用する。
- ホール又は美術展示ホールを入場料を徴収しないで営業のために使用する場合は、この表の入場料を徴収しないで使用する場合は、この表の区分に従い、当該区分に定める額の100分の160に相当する額とする。
- ホール又は美術展示ホールを練習又は準備のために使用する場合は、この表の区分に従い、当該区分に定める額(5に該当する場合には、5において算出された額の100分の70に相当する額)とする。
- 許可された使用時間を超過して使用する場合は、超過時間1時間について(1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ)、知事が別に定める額の100分の120に相当する額とする。
- 6及び7において算出された利用料の額に100円未満の端数があるときは、切り捨てる。
- 「平日」に、小ホールを美術展示ホールと「同時」に使用して展覧会を開催する場合、美術展示ホールに準じた利用料区分を適用する。
- 利用日の前40日を過ぎてホールの利用がない場合は、リハーサルとして、当該区分に定める額の100分の70に相当する額/1時間単位で利用することができる。ただし、正規時間内、舞台は現状のまま、要員配置が可能な範囲とする。
- 閑散期(4月)の大・小ホール利用料は当該区分に定める額の100分の80に相当する額とする。